

21世紀を地方自治の時代に

通巻625号 2015. 7 付録

住民と自治

東海版 269号 2015. 6. 10

東海自治体問題研究所

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933
発行人 福島 譲 編集人 谷口郁子

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8
TEL・FAX052-916-2540
<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>
E-mail:tjmkcn@f6.dion.ne.jp
理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)
編集責任 梅原浩次郎 (事務局長)

ホームページ
会員向け所報を一部編集しなおして掲
載しています。



満州開拓義勇隊の碑

撮影場所 恵那市大井町(恵那峡)

昭和16年3月い濃飛の若人等201名が茨城県内原訓練所において満州開拓義勇隊を編成し6月に渡満、3年間開拓基本訓練に従事した。団員47名が非業に仆(たお)れた。昭和20年8月に太平洋戦争が終決し団は解散となった。昭和33年8月25日に生存者一同により碑が建立された。その隣に集団自決児童供養者8人の碑も建立されている。

7月号の内容

第41回東海自治体学校特集

市橋理事長開校あいさつ.....	2P
基調講演「安倍政権の進める戦争立法と地方自治の破壊」(川口創).....	3P
講座報告・分科会報告.....	10P
自治体キャラバンから見た岐阜の医療・福祉の課題(渡辺憲司).....	19P
全労連主催5月15日～17日辺野古基地支援連携行動に参加して(服部真紀子).....	21P
研究会報告.....	23P
東海ローカルネットワーク.....	25P
随想。私と自治体のしごと リレーTALK 6(梅野敏基).....	27P
行事案内.....	28P

第41回東海自治体学校特集

今年のテーマ

憲法を生かし、いのちと暮らしを守る自治体を**2015年5月17日(日)****愛知学院大学名城公園キャンパス**

今年は会場を名大キャンパスから愛知学院大学名城公園キャンパスに変えて開催し、259名が参加しました。講演は弁護士の川口創氏にお願いしました。午後は3講座9分科会に分かれて学習しました。リニア問題では2つの分科会で議論しました。

<市橋理事長 あいさつ>

憲法をめぐる状況は実はとても憂慮すべき状況になっていると私も思っている。

15年前に娘が中学校のテスト勉強で憲法の前文を暗記していた。法律は条文に価値があると思っているので、何のためにするのだと思った。15年後の今、反省している。前文の持っている精神は極めて大きいものがあるといえる。憲法の前文を暗記していないので、きょうは重い六法をもってきた。次の箇所を紹介したいと思った。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」。

現在、安保法制の11法案が閣議決定され、その審議が始まろうとしている。この前文に出てくるのは集団的自衛権とか、いつでもどこでも戦争に参加できる仕組みとかではなく平和とか友好である。平和の反対概念は戦争、友とか友好の反対概念は敵となる。この二つがセットとなっている。このうち片方の戦争と敵をバツサリと切って、平和と友好という二つのモードで憲法をつくっているのである。これが日本国憲法である。

コンスティトゥーションという言葉がある。構成という意味を持つが、そこには二つの意味がある。「構成する」という意味と「構成される」という意味である。「構成する権力」を誰がつくるのかといえば国民である。構成された権力とは政府であり国会であり内閣である。「構成する権力」と「構成される権力」

には大事な違いがある。この関係を混同させている。「構成されるはずの権力」が「構成する権力」に成り代わって、そのように振る舞うというようになっている。そういう事態が今年の7月の閣議決定以後おきている。そのため、これまで右派と呼ばれていた憲法学者も含めて「立憲主義の危機を叫ぶ」という事態が今日おこっているわけである。

今日、国民主権に基づいて、本来の「構成する権力」がつくった日本国憲法の横に、権力を篡奪した「構成された権力」による単なる一内閣の一政策にすぎない閣議決定によって決められた偽りの「憲法」が並んでいる。この偽りの「憲法」によってつくられたのが今回の臨時法案である。篡奪した権力で戦争法案を出してきたが、ここには大きな矛盾がある。これまで論理的な可能性であったものが、戦争というものが現実的な実在的な可能性に転換している。実際にある可能性になっている。実際にあるということは、何かあったら偶発的に戦争が起きることになる。偶然が重なれば当然必然になる。戦争状態になる。ということは例外状態が日常化することになる。こういうふうに行かないとこの内閣はもたない。この矛盾は極めて大きい。この矛盾について権力を篡奪したものから奪い返すということが求められていると思う。

最後にヘーゲルの言葉でマルクスが引用している言葉を紹介する。「世界的出来事は二度ある。一度目は悲劇、二度目は笑劇の劇に終わる」というように笑い話で終わらせたい。現在、その幕が切って落とされるところにある。

第41回東海自治体学校**<基調講演>****安倍政権の進める戦争立法と地方自治の破壊**

講師 川口創 (弁護士)

基調講演の要旨は事務局でまとめました

きょうの講演は「講師養成講座」です。今日の情勢は危機的な状況です。危機です。ここでの話を語り継いでほしいのです。私は今、国民安保法制懇の事務局長をしています。安保法制懇は東京で5月15日に声明を出したところです。そしてイラク訴訟の弁護団事務局長もつとめていまして、その勝利を勝ち取りました。

戦争法の法案は数日前に出たばかりです。

安保法制案は400Pに及ぶ膨大なもので中身もわかりにくのですが、ざっと問題点を明らかにしたいと思います。その前にまず戦争の全体像を知るために映像を見ていただき実態を知ってもらいます。戦争のイメージは軍隊対軍隊の戦いだと思いがちです。今日の戦争はテロとの戦いという戦争です。アメリカ軍が認定するテロリストとの戦いです。イラクでもアフガニスタンでも、おびたしい市民が殺されています。イラクでは65万人の市民が亡くなりました。憎しみの憎悪が拡大しています。そこに参戦していくことになります。そのために戦争の現状を知る必要があります。それにどうかかわっていくのか、どう選択しようとしているのか、まずそのことを認識していただきたいと思います。

ビデオ「イラク戦場からの告発」の一部を上映

(イラクの子どもを救う会FAX03-6378-6625)

この映像は1,000円で提供していただけます。ぜひご活用ください。

イラク戦争の判決文から

判例六法の最初に2008年4月17日名古屋高裁イラク派兵違憲判決の判決文が憲法「前文」



の平和的生存権のところで書かれています。

■平和的生存権について

(判決文からの抜粋)

平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利である。

例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害されまたは侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権の具体的権利性がある。

**■イラク各地における多国籍軍の軍事行動
～ファルージャ**

戦争の実態については映像で見ましたが、判決文でも、イラクのファルージャを例にし

て明らかになっています。

(判決文からの抜粋)

イラク中部のファルージャでは、平成16年3月、アメリカ軍雇用の民間人4人が武装勢力に惨殺されたことから、同年4月5日、武装勢力掃討の名の下に、アメリカ軍による攻撃が開始され、同年6月以降は、間断なく空爆が行われるようになった。

同年11月8日からは、ファルージャにおいて、アメリカ軍兵士4000人以上が投入され、クラスター爆弾並びに国際的に使用が禁止されているナパーム弾、マスタードガス及び神経ガス等の化学兵器を使用して、大規模な掃討作戦が実施された。残虐兵器といわれる白リン弾が使用されたともいわれる。これにより、ファルージャ市民の多くは、市外へ避難することを余儀なくされ、生活の基盤となるインフラ設備・住宅は破壊され、多くの民間人が死傷し、イラク暫定政府の発表によれば、死亡者数は少なく見積もって2080人であった。

ファルージャは人口30万人の都市です。イラクでは大きな都市です。いまの掃討作戦はどうやってやるかといえば、街全体を封鎖します。チェックポイントをつくっていく段階で人口の半分である15万人は逃げます。残りの15万人が残ります。そこに空爆をするのです。掃討作戦後、人道的措置として14歳以下の男の子と女の子は除いていいよということになります。なぜ、14歳以下なのでしょう。それはテロリストの可能性があるからです。男性はみんなテロリストということです。多くの家族はどうするか。逃げずに踏みとどまります。そういうところに再び空爆します。



安倍政権は、「戦争はしませんとか、平和支援とか、武器使用云々」といってごまかしますが、戦争とは家を壊し、町中を破壊します。集団的自衛権とは、こうした戦争に参戦していくということになります。

■航空自衛隊の空輸活動

私たち名古屋の住民にとって重要なのは航空自衛隊の基地が愛知県にあるということです。航空自衛隊が海外へ出ていくときは小牧基地から出ていきます。私たちはイラク戦争のとき何をしたのかということです。2006年イラク戦争は終結し日本もサマワから撤退しました。しかし、すぐにアメリカからの要請により航空自衛隊はバグダッドへの空輸活動を開始します。

(判決文からの抜粋)

航空自衛隊のイラク派遣当初は、首都バグダッドは安全が確保されていないとの理由で、バグダッドへは物資人員の輸送は行われていなかったが、陸上自衛隊のサマワ撤退を機に、アメリカからの強い要請により、航空自衛隊がバグダッドへの空輸活動を行うことになり、平成18年7月31日、航空自衛隊のC-130H輸送機が、クウェートのアリ・アルサレム空港からバグダッド空港への輸送を開始した。以後、バグダッドへ2回、うち1回は更に北部のアルビルまで、タリルへは2回、それぞれ往復して輸送活動をするようになり、その後、週4回から5回、定期的にアリ・アルサレム空港からバグダッド空港への輸送活動を行っている。

平成18年7月から平成19年3月までの輸送回数は150回、輸送物資の総量は46.5トンであり、そのうち国連関連の輸送支援として行ったのは、輸送回数が25回で、延べ706人の人員及び2.3トンの事務所維持関連用品等の物資を輸送しており(平成19年4月24日衆議院本会議における安倍首相の答弁)、それ以外の大多数は、武装した多国籍軍(主にアメリカ軍)の兵員であると認められる。

政府は「人道支援だ」とばかり言っていたのですが、実態はこの通りなのです。

■憲法9条1項違反

こうした航空自衛隊の空輸活動について名古屋高裁は次のように断罪しました。

(判決文からの抜粋)

(航空自衛隊は) 多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、前期平成9年2月13日の大森内閣法制局長官の答弁に照らし、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る。

よって、現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる。

この判決は自衛隊の行為は、共同正犯であると認めたということになります。

アメリカの大規模な掃討作戦を支えたのは自衛隊です。自衛隊が行った行為は直接的に掃討作戦をやったことに等しいというのが判決の判断です。

■首都バグダッド

陸上自衛隊がサマワから撤退したのはイランの治安はよくなったからではないのです。

実はこの時期がイラク戦争の中で一番ひどい時期だったのです。当時イラクは地獄よりひどいと言われたのが、バグダッドの掃討作戦です。

(判決文からの抜粋)

アメリカ軍を中心とする多国籍軍は、時にイラク軍等と連携しつつ掃討作戦を行い、特に平成19年に入ってから、バグダッド及びその周辺において、たびたび激しい空爆を行い、同年中にイラクで実施した空爆は、合計1447回に上り、これは前年の平成18年の約6倍の回数となるものであった。

バグダッドの掃討作戦を支えたのが日本の航空自衛隊です。この行為は具体的に言うとうどういうことなのか。自衛隊の役割はアメリカ軍をサポートしたというものではない。イラクの人びとをたくさん殺したことに直接携わったこととなります。法的には共同正犯ということです。

■多数の被害者

掃討作戦の結果どうだったのか。判決文では次のように示しています。

(判決文からの抜粋)

「世界保健機構(WHO)は、平成18年11月9日、イラク戦争開始以来、イラク国内において戦闘等によって死亡したイラク人の数が15万1000人に上ること、最大では22万3000人に及ぶ可能性もあることを発表し、平成18年10月12日発行の英国の臨床医学誌ランセットは、横断的集落抽出調査の結果を基にして、イラク戦争開始後から平成18年6月までの間のイラクにおける死者が65万人を超える旨の考察を発表している。

また、イラクの人口の約7分の1にあたる約400万人が家を追われ、シリアには150万人ないし200万人、ヨルダンには50万人ないし75万人が難民として流れ、イラク国内の避難民は200万人以上になるといわれている。」

イラクという国は、フセインの独裁国家でしたが、アラブの中では西洋化が一番進んでいたところでした。医療費も学費も無料でした。スンニ派、シーア派の宗教間対立もそれほど深刻ではありませんでした。

■控訴人らの請求について

名古屋高裁イラク派兵違憲判決は、裁判にあたって控訴人らの請求についても言及しています。

(判決文からの抜粋)

関係各証拠によれば、控訴人らは、それぞれ重い人生や経験に裏打ちされた強い平和への信念や信条を有しているものであり、憲法9条違反を含む本件派遣によって強い精神的苦痛を被ったとして、本件損害賠償請求を提起しているものと認められ、そこに込められ

た切実な思いには、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれているということができ、決して、間接民主制下における政治的敗者の個人的な憤慨、不快感又は挫折感等にすぎないなどと評価されるべきものではない。

集団的自衛権の行使とはどういうことか

集団的自衛権の行使とは、日本以外の国で起きた戦争に参加することです。攻撃を受けていないのに参戦していくということ、攻撃するということです。先制攻撃をしたら反撃を受けて当然なのです。直接殺される側に立つわけです。大きな転換をさせられていく状況にあるといえます。

戦争法は、どういうことを想定しているか。今まで武力攻撃事態対処法という法律がありました。これは、攻撃を受けた時にどうしますかというものでした。それが、武力攻撃事態が存立事態といって集団的自衛権の問題に飛んじゃうんです。

「存立事態」というのは日本と密接に関係する他国が武力攻撃などを受けて有事（戦争状態）になった時、日本が直接攻撃を受けていなくても、国の存立や安全が脅かされたり、国民の権利が侵害されたりする明白な危険があれば、自衛隊の武力行使や国民の権利制限が認められる状況を指しています。「存立事態」には集団的自衛権を行使しなければならない、という理屈になるようです。

周辺事態の「周辺」という言葉を削除

それから周辺事態法の周辺という言葉は削除して「重要影響事態安全確認法」としようとしています。それは自衛隊による活動の地理的概念を完全に取払って「重要影響事態」という言葉に置き換える。そうすると、日本の国防とは関係なくなってくるのです。それで後方支援をやっていきますよ。自衛隊が武器を守るために取られそうになる、それに対して武器を守るために何かすることが可能だったのです。これからは、自衛隊は

米軍の部隊の武器を守るための後方支援となる。自国を守るということからどんどん離れるわけですね。武器等の中には全然関係のないアメリカの戦艦まで守るというのを、適当に前の話をごまかし、ごまかしをやりながら何でもやろうとしています。

平時における物品の提供ということについては、今までは武器弾薬の輸送は武力行使につながるのではなかったのが弾薬の輸送もOKにします。PKOで駆けつけるときもOKです。今までは、イラク戦争であればその都度、その都度審議が必要でした。派兵については特別法でしたが、これからは切れ目なく、何度でもできるようにする。

2日前の国民安保法制懇で記者会見したときに樋口先生が指摘していたことですが、切れ目、切れ目をつくるのが大事なのです。戦前も本来は軍隊を拡大するとか、戦況を拡大するとか切れ目があったはずですが、それが切れ目なくズルズル行っちゃった。だからこそ切れ目をつくることは民主主義社会にとって大事です。切れ目をなくすということは戦争が止められなくなるということです。こう指摘していました。

国会承認が必要だという場合も衆議院だとか参議院だとかで合計14日以内に結論を出せと言っているのが実質的に審議できない、形式的に審議をするだけで、実際に国会承認が不可能になる。政府がやると言ったらやる。国会の歯止めは形式的にもまったく機能しなくなります。

これ全部、今まで集団的自衛権は憲法上でできませんと言われていました。

集団的自衛権を超えての武力行使は専守防衛も自国防衛も無関係だからできませんよと言われていた。非戦闘地域とは戦闘行為が行われないと確証できる地域武器弾薬の輸送については他国の武力行使と一体化させていけませんよとなっていた。憲法上できないと言っていた。この他、活動についても、活動場所を今まで非戦闘地域でしか活動しちやいけませんよと言っていたのを戦闘行為が行われて

いない地域だったらいいよという話に変える。どうして非戦闘地域でしか活動してはいけないかと言ったら、戦闘地域は日々刻々と変わるわけです。ラインは引けないわけです。ここまでは戦場。ここまでは戦場ではないと。戦闘地域近くまで行っていたら戦闘に巻き込まれるわけです。殺し殺される関係になるので、一線を画すということで戦闘地域から離れて、1年間なら1年間の期間をおいて戦闘行為が行われないと確証できる地域に確定した地域が非戦闘地域という概念です。

しかし、今後は前線まで行って、明日になったら前線になっていたところへ行くのです。そこに弾薬も持って行くのです。当然敵から狙われます。兵站支援ですから。兵站活動は明らかに武力行使です。後方支援といっても武力行使になるのです。前戦まで弾を運ぶのですからそれは狙われるのです。武力行使なのです。戦闘に巻き込まれた時に、日本の自衛隊も当然反撃するわけです。殺し殺される関係になるのです。

先ほどの話でアメリカ兵をバクダットへ送り込んでいた航空自衛隊の輸送活動というのは、今後は前線まで弾薬を運ぶ、提供してどんどんアメリカと一体となる。もしかするとアヤちゃんを殺すというのは日本の自衛隊になるかもしれない、多くの子どもたちを殺すのは自衛隊かもしれない、ということになります。

今まで9条があったことでアメリカの戦争行為と一体化しないということで乖離していた。9条でしっかりと歯止めがかかっていたものを全部とっばらう。実質的に憲法9条の歯止めを取ってしまう。これを通すと憲法9条は紙切れに等しい。まさにクラッター爆弾などで、銃弾爆弾で一気にやってくる。というのが今、法案として上程されたものです。法案はたくさんあります。

これからは略称平安法と呼べというのです。平和安全法だと、略して平安法だというのです。何がなんだかわからなくなります。戦争法だと強く訴えていかないといけないと思

います。言葉のごまかしをやっている。恐らく今後戦争反対と言ったら、戦争ではない。国際平和支援反対だと。国際平和支援反対と言えというように恐らく言論統制が強まるのではないかとおもわれる。

自衛隊法の整備、たくさんの法律も変えてきます。武器等に関するものも変えます。米軍に対する武器の搬送も拡大します。PKOにも積極的に参加します。周辺事態についても、取っ払います。武力攻撃事態にとどまらず、存立事態でアメリカが攻撃されたなら。アメリカは先制攻撃ですよ。戦争するぞとなったら、きてくれということになる。

こういう形で、たくさんの法律を変えよとしています。法案自体はどういうふうになっているのかということ、ココをこう変えます。自衛隊法をコウ変えます。周辺事態法をコウ変えます。変えます。変えます。法律家の私もついていけません。わかりにくい。ただし、これからの法案なのですけど。たくさんの法律を変えますということがはっきりしています。自衛隊法とか周辺事態法とか武力攻撃事態法などです。たくさん問題があって、まだでたばかりであって検討が不十分ですが自衛隊の直接侵略、間接侵略、今後専守防衛も大事なのですが、自国が攻撃を受けた時に発動しますよ。そのため直接侵略を隠して、わが国を防衛することを主とする。アメリカを守ることが、わが国の防衛だと。中東でもわが国の防衛だと。満蒙が日本の生命線だといっているのと同じだと言っているのに等しい。市民のために戦争をしていくということにつながるわけです。そういう形で専守防衛ということ根こそぎ否定していく、条文改正をする。たくさん法律を変えていっています。安保法制は400頁ぐらいありますから、これはもう、市橋先生も含めて近いところで合宿して、法律家の頭を最大限フル稼働して研究しないと、国会論戦がまったく機能しない。国会議員もあきらめムードですね。民主党の国会議員なんかはあきらめている。

武力攻撃事態法の中の「武力攻撃事態」を

「武力攻撃事態及び存立危機事態」に変える。武力攻撃事態法の中に存立危機事態を入れる。存立危機事態は集団的自衛権行使のための要件ですので、さっき言ったように日本と密接な関係にある国、アメリカに対する攻撃があれば行きますよ。ホルムズ海峡のイラン油田も必要です。日本の国家、国防にとってなんでも大事となってしまふ。

存立危機事態でどうなるかということですが。今までは、武力攻撃が発生するということで国内の有事法が作動する。攻撃があつて初めて有事法を使う。自治体に関わる指示とか命令でも始めて攻撃があつて作動することになっていた。

今後存立事態を含めて全部関わりあうことになる。今までは、イラク戦争では、個別法でイラク派兵していましたが、今後は武力攻撃事態対象法の中に存立事態を組み込んでしまっているのだから、本来攻撃を受けた時に建前としてあれやれこれやとか、個人の財産を使わせてくれとかできるようにしていたのですが、攻撃を受けてなくても、アメリカが戦争を中東でやってきますとなったらこのまま有事法制がまわりかける。そうすると沖縄で基地反対の運動がおこっていると有事にとって必要なのだということで弾圧してくることがおこる。

存立危機事態は新しい法律で集団的自衛権が別につくられるのではない。今までは攻撃されたときに日本軍の中で、自治体と協議して、自治体が嫌だと言ったら、総理大臣がそれを乗り越えて対処することになる。緊急だからやむを得ないとなる。それが攻撃を受けていないのに総理大臣がそういうことをできるようになってしまう。それが構造的に戦争国家になる。自治体も含めて戦争国家の仕組みの中にくみこまれる。今でも組み込まれていますが飲み込まれていく。それが歯車のスイッチを押してまわりますよということになる。

これは大変なことなのです。どんな機関が組まれるかということ、もともと指定公共機

関が、自治体以外でも色々な機関が組み込まれます。

国が具体的に指示をして県が執行する。民間に対してどんな指定機関があるかという災害・医療、公共施設、空港、電気事業、通信事業、NHKだけでなく中京テレビも含めて民間放送も政府の指示に従うことになります。攻撃されたからやむをえませんねということではなくこういうことが命令で行われるということは大変深刻なことです。

日本に憲法9条があるにもかかわらず国内においては平時からスイッチが戦時に切り換わるということ。この法案自体にはたくさんたくさん問題がありますけど自治体とか私たちの生活というレベルから考えますと平時から戦時に切り換わることを優先した国家になってしまうということをしつかりと押さえておく必要があります。

5月15日の国民安保法制懇の緊急声明

最後にですけど、2日前の国民安保法制懇の声明を紹介します。

その前に国民安保法制懇とはどういうものかは、昨日の中日新聞の朝刊を見ていただくとわかります。「国民安保法制懇」には、名古屋大学の愛敬先生とか、元内閣法制局長官、元防衛省防衛研究所長、元外務省情報局長や、改憲論の立場の憲法学者も含め、日本を代表する学者、有識者が護憲・改憲の立場を超えて集結しています。

おとといの記者会見の中で、声明で指摘した点を紹介しておきます。

①武器使用権限が拡大して自衛隊が他国軍隊と同じ行動基準で行動すると普通の軍隊になってしまう。専守防衛ではなく他国で戦争する軍隊ですから憲法9条違反の軍隊でしょう。

にもかかわらず法体系は整っていない。殺してしまったとき、どう処罰するのか。軍法がないので、まったくもって無責任な軍隊になるわけです。

さらに地域によって、事実上の戦闘を前提

とした任務をも与えられることとなり飛躍的に危険な状態にさらされてしまうわけです。殺す、殺されるが現実になるでしょう。

②ガイドラインについては南シナ海が一番危険な状況にあります。中国の軍事行動に自衛隊が出ていけといわれています。そこに自衛隊が米艦等の防護を行うとすれば、それは日本国民が知らないうちに、中国と日本の交戦が始まりかねない。本来は部隊と部隊が局地的に衝突しあうということはあるのです。国と国が全面戦争にならないように、冷静に対処するようにとマニュアルをつくるというのが、今の近代社会では通常のことです。それが日中にはありませんよね。逆に戦争を煽っています。もし暴発したときに留めるどころか、政治が煽り、国民も煽る。今、国民は日中戦争なんてありえないと思っていられやうの方が圧倒的ですけども、留める手立てが今はない。それを挑発して戦争に日本を巻き込もうとしている。なし崩し的に戦争に巻き込む、引きずり込む危険性を高める。

「同盟のジレンマ」に陥っている

新・日米ガイドラインでは日本の負担ばかり増し、米国の日本防衛義務に関しては何も具体的に述べられていない。日米間の不平等をさらに深化させることになる。

今回のガイドラインで、領土問題についてアメリカは明確に後退しました。「抑止力」という点では、むしろ後退しています。中国とは関わりたくないと言っているのです。日本政府としては大失敗です。抑止力政策自体間違っていると思いますが、これは大失敗です。これを、厳しく批判する保守政治家がいないというのも大問題だと思います。日本はアメリカに対して基地提供はするは、駐留費は負担するはともものすごい負担をしています。安保法制で米軍にますます従属することになっています。歯止めない状態にあります。アメリカは10年間で50兆円の軍事費を削ることを決めています。これをどうするか。戦争を民営化することが一つ、もう一つは足りない分

は衛星国に肩代わりさせるつもりです。オーストラリアや韓国、日本といったところでは。

「同盟のジレンマ」に深刻に陥っています。「見捨てられる恐怖」と「巻き込まれの危険」の中にいます。「いざというとき、守ってもらいたい」ために、歯止めなく戦争に巻き込まれる。その結果、アメリカの世界戦略に自衛隊を差し出しているのです。

やれることはたくさんある

例えば、今日入り口でお渡ししたリーフレットを他人に手渡して読んでもらう。このリーフレットはちひろの絵が使われていて魅力的です。保育の皆さんと一緒に作ったものです。

9条があったからこそ戦争をとめた歴史があります。リーフレットはこのことを明らかにしています。このリーフレットは1枚7円です。買っていただくことが大切です。100枚買って700円です。ぜひ広めてください。

「どの子どもにも平和な未来を

—集団的自衛権

子どもをもつ母として、父として—

より抜粋

集団的自衛権の行使が認められていなかったから戦争せずに済んだ。

1994年アメリカは、北朝鮮の核拡散防止条約の脱退を巡り戦争の準備を開始しました。その際、アメリカは日本に、負傷兵の救護など1059項目の支援を求めてきましたが、日本政府は、「集団的自衛権行使にあたる」として断りました。そのこともあり、アメリカは戦争は困難と判断し、第2次朝鮮戦争が回避されました。

「子どもたちの未来をこわさないで」

実行委員会

<ブログ><http://kodomo-heiwa.jp/>

先ほども述べましたが、9条があったからこそ戦争を止めた歴史があります。9条の力に確信を持ちながら子どもたちを守るためにもこの安保法制、戦争法案を通させないようにしなければなりません。8月の半ばまでに法案を通させないことを全力でやりきらなければならないと思います。

自治体キャラバンから見た岐阜の医療・福祉の課題

岐阜県社会保障推進協議会
事務局長 渡辺 憲司

岐阜県社会保障推進協議会は岐阜県自治体キャラバン行動に毎年取り組むようになって、7年が経過をしました。この間の取り組みを振り返り、今後の地域の医療・福祉の課題を考えてみました。

1 自治体キャラバンの成果

▼一つは県内の社会保障に関する施策の拡充ができたことと実態が把握できたことが成果と言えます。もちろん、施策の拡充については社保協加盟の各団体の取り組みや他の職能団体のとりくみ等総合的な結果です。自治体との懇談のやり取りや私たちがまとめた「県内42自治体アンケートのまとめ」をお渡しするなどして県内や近隣市町村の状況を紹介、要請する中で、当該自治体の施策が改善拡充されているようです。主な内容としては以下のような内容です。

○中学校卒業までの子供の医療費助成については2014年4月から岐阜県下全42自治体で開始となりました。すべてが現物給付で所得制限もありません。高校生分については9自治体は何らかの助成制度を設けています。現物給付の所もありますが償還払いや商品券、地域振興券等で支給となっている所や所得制限を設けている所もあります。

○国民健康保険料については2014年度は26自治体で値下げされました。2013年度まではほとんどありませんでした。毎年の高すぎる国民健康保険料の引き下げの取り組みが展開される中、積立基金を溜め込みすぎ、都道府県単位化を見越した、75歳以上の方が後期高齢者医療に移って給付額が減少した等が考えられます。中津川市では積立金をほぼゼロになるまで取り崩し保険料の値

上げを抑えている自治体もありました。

○子どもインフルエンザ予防接種助成自治体が21まで増えました。1回当たり2,000円の所が多いようです。

○第6期の介護保険料は値下げ1市1町、据え置き1市でした。積立金の取り崩しで値下げ、据え置きが実現しました。その他は値上げされました。多くの自治体が2割前後の値上げをしました。

○介護慰労金制度は23の自治体で支給がされています。しかし、1年間介護サービスを使わなかった場合に支給する自治体が3つありますがほとんど実績がありません。羽島市では実績無しが続き制度そのものが昨年なくなりました。介護を社会化するという事でできた介護保険制度ですが介護者の負担、責任は依然として大きく、慰労金制度の充実が望まれます。

○介護職員の不足が深刻ですが、岐阜県では介護福祉士養成校学生に対する就学資金貸与制度（月額5万円、入学・卒業時に各20万円、県内事業所に5年間在籍したら返済免除）があります。それに加えて山県市では介護職員初任者研修修了者に半額の助成制度ができました。

▼二つは自治体キャラバン行動を継続して中、2014年度は事前学習会を9か所で開催することができました。その中で地域の代表が司会進行をしたり、地域の方の発言数が増えてきました。

7年前、開始した時はとにかく県内の自治体をまわろうという事で42自治体のうち市である21市と岐阜県をまわることにしました。1年目は10日間で21市と岐阜県をまわりました。県の社保協が要請書を出して、懇談しま

したが地元の方は社会保障の事についてはほとんど中味がわからずただ参加しているだけという状況でした。地元の方からは、来年は要請書の中味を説明してもらえないかという要望が出されました。2・3年目は自治体との懇談会の前に1時間ほど要望書の説明とポイントを説明しました。これで少しは要請書の中味が理解できるようになりましたが地域の実情を出し合うというまではできませでした。4年目には懇談とは別の日に事前学習会が出来ないかと要望が出され、2か所で事前学習会を開催しました。要請書の中味の説明と同時に地域の中での問題点も出して懇談会当日に反映できるようにしました。その後増えていき昨年は9か所で事前学習会を開催できるようになりました。こうした積み重ねの中で地域の社保協を結成しようという動きも出てきています。

んでいる自治体によって制度が受けられないのも地域住民の方です。地域の方と一緒に制度が充実できるよう社保協の活動に取り組んでいきたいと思います。

2 今後の課題

○地方自治法第一条の二では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」となっており、地方自治体がこの立場で施策の拡大充実をさせていく要請をしていきます。特に子ども医療費を県の制度として実施する、介護保険料の軽度者の軽減、介護保険利用料助成制度の創設など他県で進んでいる施策を岐阜県でも取り入れていきたいと考えています。

○この間決まってしまった医療・介護の制度改革を許さない、後退をさせない闘いが必要です。決まった内容や今後地方にどう影響が出るのか。どこを要請していくのかなどを学習し、今年の自治体キャラバンで、行政の考え、こちら側の要請をしていきたいと考えます。

○こうした取り組みを地域に広げていくために地域社保協の結成を実現していきたいと考えます。医療・介護を始めとする社会保障制度の影響を受けるのは地域住民の方です。住

● 研究会報告

第33回大都市再生プラン研究会報告

5月23日(土)午後1時30分から「あいちNPOプラザ」会議コーナーで開催しました。参加者は6名でした。

研究発表：第I部環伊勢湾（中京）大都市圏における地域・都市政策の展開

(3) 「ポスト2005」問題のその後

(3-1) 大都市圏開発戦略の空白期のあだ花：「中京都」構想

報告：遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）

① 大都市自治制度改革論浮上の背景：大都市自治制度改革について歴史的に解明

90年代「日本型」地方分権改革と都市制度の多様化があった。次に都市化政策としての平成の大合併となったが、そこには政策的非合理性がみられる。大都市問題については2012年の日本地方財政学会シンポで山田京都府知事（全国知事会会長）が「千葉市が政令指定都市となった段階で、大都市制度はなくなった」と述べていることは象徴的である。そして、今日の第二次分権改革での動きがある。

② 橋本維新に始まる「大阪都」構想の登場と「都市の乱」—「大阪都」構想提唱の背景とリアリティー

「大阪都」構想浮上の背後にある関西経済の「絶滅的衰退」への危機論があった。但し、背後にあった「推進主体」として府が市に投げかけた「府・市統合論」は太田知事時代から度々「大阪都」とか「大阪州」として提唱されてきたものである。

③ 同床異夢の「中京と」構想—その必然性と幻想性—

「万博」「中部新空港」以降、新たな県民統合への地域政策ビジョンの困難性（欠落）と混乱のもとでの幻想と虚構の旗印ではないか。具体的な中身については全くの白紙、現象的には選挙戦術としてのキャッチフレーズにすぎなかった。大都市圏開発をめぐる大阪圏とは異なる事情がある。最近の河村・大村の政

治的ギクシャクしたままだ。リニア中央新幹線建設が「ポスト2005」問題に収斂していく。

(3-2) リニア新幹線建設を起爆剤とする都市再開発—課題と展望

『あいちビジョン2020』・『名古屋市総合計画2018』の論理と問題点

報告：中川博一（会員）

報告者から『あいちビジョン2020』・『名古屋市総合計画2018』についてのレポートが提出された。そのレポートに基づき討論した。

- ・レポートは概括的である。全体に焦点が定まっていない。表題にある「起爆剤」の意味を掘り下げてほしい。
- ・表題にある「起爆剤」＝旗印となっている姿を総合計画の中にみいだすことが重要である。
- ・リニアを旗印にした大型プロジェクト開発である。JR東海の新しい戦略が始まっている。究極の新自由化路線といえる。究極の企業国家となることである。
- ・建設費を一企業でまかなう。巨大開発を一企業がリードしていくということになる。
- ・一私企業の戦略に愛知県も名古屋市も無批判に乗ったところに大きな問題点がある。
- ・流れは、名古屋中心（一眼レフ）から名古屋・トヨタ（二眼レフ）に移り、交通、道路網が西三河に向かっているのをリニアでもう一度名古屋中心に戻そうとするものである。
- ・愛知の交通インフラは都市間は強いが都市内は弱い。
- ・東海三県・名古屋市・中部経済連合会の三位一体は名古屋・トヨタ都市間を包摂している

(3-3) 補論：リニア新幹線を考える

報告：遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）

「リニア新幹線建設問題」、「現在明らかにされた建設計画の概要と特徴」、「リニア

新幹線計画の問題点は何か」についての報告があった。それをもとに次のような議論をした。

- ・東海JRにとっては合理的な判断ではないか。そろそろJRの借金も返済し、余剰資金を別の投資にまわすことが考えられても不思議ではないのではないか。
- ・東海道新幹線は老朽化しつつある。今の新幹線では維持できない。中央新幹線は必要であるかもしれない。しかしリニアにする必要があるのだろうか。
- ・リニアという技術のリスク、「安全神話」の信頼性、電磁波問題、大量電力消費についてはどうか。
- ・電磁波問題も日常のものとリニアのものとの比較が必要であろう。
- ・多種多様な環境問題、自然環境・生活環境・社会環境についてはどうか。
- ・新幹線座席利用率は50～60%台で低迷。過大な需要計画かどうか。
- ・重要なインフラであるが、政府も国会でも議論していない。メディアでも議論していない。コントロール手段がない状況にある。
- ・名古屋駅周辺も老朽化しているが、それに手を入れる必要があるのだろうか。
- ・人々の暮らしにとってリニアが必要としているかどうか。大量輸送の交通機関が必要かどうか。国民経済にとって、地域経済にとって必要かどうか。新しい経済システムの構築が必要となってくる。

(文責：中川)

★東海ローカルネットワーク

【愛 知】

○庁舎計画縮小案が多数

新城市住民投票

愛知県新城市の新庁舎の規模を問う住民投票は31日投開票され、庁舎規模を縮小する案の得票が、当初計画を維持する案を上回った。住民投票は、市の現計画（5階建て9千平方メートル、総事業費49億円）に沿って建設する「市道東新町桜淵線の路線の変更を伴わない現計画の見直し案」と、規模や経費を大幅に縮小する「路線の変更を伴う現計画の見直し案」のどちらを支持するかが問われた。（2015年5月31日中日新聞）

○国際的ターミナル駅に

名駅再開発、調整会議が発足／名古屋市

2027年のリニア中央新幹線開業に向けた名鉄名古屋駅地区の再開発事業で、名古屋市や名鉄などは、街づくり構想を実現させるための調整会議を発足させた。28日、中村区内で初会合があり、市住宅都市局の黒田昌義局長は「名古屋駅を国際的なターミナル駅にしたい。市も積極的に応援する」と協力姿勢を示した。（2015年5月29日中日新聞愛知版）

○航空の拠点に設計費

、補正予算案を可決／愛知県議会

県議会は25日、改選後最初の臨時会を開き、県営名古屋空港（豊山町）に航空関連の産業観光拠点を新設するための関係費用を盛り込んだ一般会計補正予算案を賛成多数で可決し、即日閉会した。県は拠点施設に国産初のジェット旅客機MRJ（三菱リージョナルジェット）や、旧日本軍の零式艦上戦闘機（ゼロ戦）などを展示したい意向。総事業費30億円のうち、補正予算案に施設設計費や周辺道路整備費として1億800万円を計上した。臨時会では、ゼロ戦の展示について、共産党の鷲野恵子議員らが「戦争美化や侵略美化につながる」と補正予算案に反対し、総務県民委員会では同党の下奥奈歩議員が県側の見解をただした。（2015年5月26日中日新聞愛知版）

【岐 阜】

○下呂の観光客数が減少

バス値上げ、噴火響く

下呂市は27日、2014年度の市への観光客入り込み数が、合併で発足した04年度以降で最低の265万5558人（前年度比8万8469人減）だったと発表した。市は、昨年の御嶽山噴火や大雨など自然災害に加えて、長

距離バスの運賃値上げが響いたとみている。（2015年5月28日中日新聞岐阜版）

○保育料無料化へ

県内の市で初、9月から／山県市

岐阜県山県市は、市内在住の3～5歳児の保育園の保育料を無料化する方針を固めた。同市の合計特殊出生率は県内の自治体では最も低い水準で、4月に再選した林宏優市長が2期目の公約として無料化を掲げていた。市によると、同様の無料化は県内の市では初めてという。9月の利用分から適用する。市によると、保育園に通う5歳以下の子は約550人で、対象の3～5歳は400人前後とみている。保育料は世帯の市民税の所得割課税額に応じて変動し、最高額は月3万8500円、最低額は生活保護の受給世帯の0円。市は世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、全員を無料化する。（2015年05月28日岐阜新聞）

○畑の土壌改良でヤギが一役／美濃加茂市

ヤギの排せつ物によって土壌改良にどんな効果が出るかを確かめる実証実験が、美濃加茂市下米田町の畑で始まった。「ヤギの除隊」を展開する農業生産法人「フルージュック」（高山市）が、県立加茂農林高校（美濃加茂市）の生物工学科3年の微生物利用班（9人）の生徒たちと、ヤギの糞尿を混ぜた土でサツマイモ栽培を行っている。サツマイモ畑は、約400平方メートルで、苗の植え付けは、25日に行われた。生徒たちは、除草隊の隊長、渡辺祥二さん（45）からサツマイモの植え付け方などを教わった後、畝に沿って一列に並び、約2時間かかって苗約1000本を植えた。日頃の管理は渡辺さんが行い、9月下旬の収穫には生徒たちも手伝うという。（2015年05月30日読売新聞岐阜版）

○間伐材買い取り

地域商品券提供 中津川市でも

良質なヒノキの産地、中津川市付知町で「木の駅プロジェクト」が始まった。実行委員会が間伐材を1トン当たり5千円で買い取る際に地域商品券で渡すことで、「山の保全」と「まちの潤い」の一石二鳥を目指す。2009年に恵那市で始まり、全国的に広がった取り組みだ。（2015年5月25日朝日新聞岐阜版）

○柿の産地、未来へ種まき

担い手増加「2大計画」／大野町

県内有数の柿産地の揖斐郡大野町で、柿の担い手

育成と農作業をサポートする二つの取り組みが始まった。県内の柿出荷量の4割を占める大野町だが、担い手や栽培面積は減少傾向。担い手を増やし、助け合う仕組みをつくることで持続可能な産地を目指す。

町内の柿農家でつくる町かき振興会、J A いび川、町、県揖斐農林事務所が一丸となって取り組む。同事務所によると県内で初めての取り組み。(2015年05月18日岐阜新聞)

○木質バイオマス発電

県内候補地調査へ／岐阜県

産官学で林業関連の技術開発に取り組む「県森林技術開発・普及コンソーシアム」(理事長、涌井史郎・県立森林文化アカデミー学長)は19日、岐阜市内で総会を開き、木質バイオマスによる発電所や廃熱利用施設の県内候補地の調査を含む今年度の事業計画を決めた。8割を森林が占める県土で、森林資源の地産地消をめざす。木質バイオマス発電では、間伐材の中で柱材や板材に適さない木を細かいチップにした燃料を使う。それに伴う廃熱も入浴施設にも使うことができる。(2015年5月20日朝日新聞三重版)

○「記念堂」の歩みを編集、冊子に

濃尾地震の追悼施設／本巢市

明治時代に現在の本巢市を震源に発生し、七千人以上の命を奪った濃尾地震。その犠牲者を弔うため岐阜市若宮町に建てられた施設「震災記念堂」の歩みを振り返る冊子「濃尾震災記念堂 歴史を繋(つな)ぐひとびと」が完成した。惨事を風化させまいと、堂を守ってきた有志らが執筆、編集した。濃尾地震は1891年10月28日に発生。気象庁によると7273人が死亡した。(2015年5月6日中日新聞岐阜版)

【三重】

○新病院建設24.8億円上積み

開院は平成30年に／桑名市

三度の入札不調で頓挫している桑名市の新病院建設問題で、市は26日、三回目となる増額で事業費を24.8億円上積みし、199.4億円にすると発表した。今後、臨時議会に予算案を上程し、可決後は随意契約も視野に手続きを進める。開院時期は、当初計画から3年遅れの平成34年4月になる見通しとなった。

昨年12月に執行した三度目の入札で、最低価格を示した業者の入札額と予定価格に32.4億円の差額が発生。市は、業者から提案されたコスト削減策などを踏まえ、最終的な増額幅を24.8億円とした。(2015年5月27日伊勢新聞)

○新しい農業の形へ

産直や体験農場／津市

津市北西部の高野尾地区で、2016年初夏に農産物直売所や農家レストラン、体験農場などを開業させる計画を、地元の赤塚植物園が進めている。観光拠点にする一方、三重と連携して新たな地域ブランドをつくったり農業に携わる若者を育てたりするのが目的で、「年に100万人が訪れる町」をめざす。▽課題の解決をめざし、一昨年9月に地元の農家と赤塚植物園が出資する事業会社「フューチャー・ファーム・コミュニティ三重」が設立された。(2015年5月31日朝日新聞三重版)

○保育料無料化、対象拡大へ議会に提示／伊賀市

伊賀市は19日の市議会全員協議会で、保育料を無料にする対象を九月から拡大することを明らかにした。3人以上のきょうだいが同時に保育所に入る場合に限って、第3子以降を無料としていた現行の制度を改め、兄や姉が18歳未満ならば、第3子以降は無料とする。▽これに合わせて、市立幼稚園の保育料も第3子以降を同様の範囲で無料とするほか、私立幼稚園の園児に対する補助金も支給の対象を広げる。今回の制度改正により、市は年間で総額一億円程度の負担増を見込む。関連予算を市議会6月定例会に提出する。また、市は全員協議会で、中学卒業までの通院費を無料にすることを明らかにした。年間4700万円の負担増を想定。伊勢市や松阪市などに続いて県内7市目となる。中学卒業までの入院費の無料化は、伊賀市を含めて県内の全自治体が既に実施している。(2015年5月20日伊勢新聞)

○市民の戦争体験、1冊に

文化誌が戦争特集／津市

戦後70年の節目を前に、津市民の戦争体験の証言などを、総合文化誌「津市民文化」が特集した。「戦中・戦後の津—70年前のあの日、あの刻(とき)—」をテーマに、市にゆかりがある17人が体験談などを寄せた。元高田短大教授で、編集委員会会長の藤田明さん(82)は「平和について考えるきっかけにしてもらいたい」と話す。▽特集では、犠牲者が2500人以上に上ったとされる津空襲(1945年)を紹介した。3人の体験談を載せたほか、空襲があった場所、日時、回数を地図で示した。(2015年5月16日朝日新聞三重版)

●行事案内

◆第34回大都市再生プラン研究会

日時：6月20日(土)13時30分～16時30分頃

会場：栄・教育館 第1研修室

研究発表：

第Ⅱ部「名古屋・中京」大都市圏の構造と
地域・都市政策の展開

(1)から(3)の一部

報告：富樫幸一（岐阜大学教授）

遠藤宏一（大阪市立大学名誉教授）

◆東海自治体問題研究所第3回理事会

日時：7月1日(水)午後6時30分～

会場：県本部

◆第35回大都市再生プラン研究会

日時：7月19日(土)13時30分～16時30分頃

会場：あいちNPOプラザ 会議コーナー1

◆第57回自治体学校 in 金沢

日時：7月25日(土)～27日(月)

会場：金沢市

▼ 会費納入のお願い ▼

「東海自治体問題研究所」の 「会員」の皆さんへ

会費納入のお願いを今月号の所報に
同封しました。早めの納入にご協力お
願いします。

● ゆうちょ銀行引き落としの手続きをさ れた方へ

「会費」の引落しは6月25日です。2015年7
月～12月までの半年分です。1年分の引落
しを希望された方には今回1年分を引き落
とします。よろしくお願ひします。

「東三河くらしと自治研究所」の会員の方の
次回納付月は10月です。

夏季・市町村議員セミナー開催の案内

日時：2015年 7 月 9 日 (木) 午前10時～午後4時30分まで

(講座1は、午前10時30分～午後5時00分まで)

会場：ウインクあいち（愛知県産業労働センター・名古屋駅前）

○講座1 入門・地方自治法

庄村 勇人（名城大学法務研究科 准教授）

新しく議員になられたみなさんに、憲法と地方自治、住民自治・
団体自治、住民の権利など地方自治法の基本について、現在の地
方自治の動きを踏まえて、分かりやすくお話ししたいと思います。

○講座2 自治体議会の役割とは、

加藤 幸男

(元全国市議会議長会調査広報部・元専修大学等講師)

地方分権が進み、自治体議会は脇役から主役になり、その役割が
大きくなりました。にもかかわらず、依然として、議員定数、報
酬、政務活動費、選挙の投票率など自治体議会に対する批判は強
いものがあります。議員は、主権者は住民であることを強く認識
し、議会の制度、議会の役割、さらに最近の議会の改革等を踏ま
えて、活動することが求められています。

○講座3 医療と介護

長友 薫輝（三重短期大学 教授）

転換期にある医療と介護の政策動向をふまえ、自治体の政策課題
は何か、地域でどのように医療保障・介護保障を実現することが
できるのか、実態にもとづいた問題提起、政策提案に役立つ事例
を紹介し、実践的な学習の場とします。

○講座4 「地方創生」と地方財政、

平岡 和久（立命館大学政策科学部 教授）

日本創生会議「増田レポート」による「消滅可能自治体」のリス
トは、各自治体にショックを広げました。それを受けて、安倍内
閣は人口目標と東京一極集中是正を掲げた「地方創生」政策を打
ち出しました。そのねらいと問題点、財政問題、地域と住民への
影響について解説します。また、真の地域再生のあり方を考えて
いきます。

<問合せ先> 東海自治体問題研究所 Tel/Fax:052-916-2540 E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp